

## I R (Institutional Research) 推進室 規程

### (目的)

第1条 東京医療保健大学の活動状況を把握し、その分析及び評価を通じて教育・研究及びこれを支える経営の改善に資するため、教育・研究・財務・施設・人事等に関する情報（以下「大学情報」という。）の総合的な分析・共有等を図るため、I R (Institutional Research) 推進室を置く。

### (業務)

第2条 I R 推進室は、学長の命を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学情報の収集・分析等に係る企画・立案に関すること。
- (2) 各部等が収集・蓄積する大学情報の集約に関すること。
- (3) 大学情報の統合的分析及び可視化並びに分析結果の共有化に関すること。
- (4) 大学情報の分析結果に基づく戦略立案及び意思決定の支援に関すること。
- (5) 大学情報の分析結果に基づく資料の作成及び公表に関すること。
- (6) 統計調査、情報公開、評価等に対応する大学情報の提供に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

### (室長)

第3条 I R 推進室に室長を置く。

- 2 室長は副学長のうちから学長が指名する者をもって充てる。

### (組織)

第4条 I R 推進室は、学長が任命する教員及び事務局各部の職員をもって構成する。

### (コーディネーター)

第5条 I R 推進室の業務を円滑に行うため、コーディネーターを置くことができる。

### (運営会議)

第6条 I R 推進室に、業務に関する事項について協議及び連絡調整等を行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

### (事務)

第7条 I R 推進室に関する事務は、教務部が行う。

### 附 則

この規程は、平成26年7月16日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年10月17日から施行する。

## I R推進室運営会議要綱

平成31年4月17日  
学長決定

### 1. 趣旨

この要綱は、東京医療保健大学I R推進室規程第6条第2項の規定により、I R推進室運営会議（以下「会議」という）の運営に関して必要な事項を定め、もって本学における教育・研究・財務・施設・人事等に関するデータ（以下「大学情報」という。）の有効活用を通じ、本学の内部質保証に資することを目的とする。

### 2. 構成員

会議は、次のものをもって構成する。

- (1) I R推進室長
- (2) I R推進室副室長（I R推進室規程第5条に基づきコーディネータに任命された教授をいう）
- (3) I R推進室長補佐
- (4) 各学部・学科・研究科（以下「各学部等」という）の長が推薦した教授、准教授または講師 各1名
- (5) その他、I R推進室長が必要と認めた者を出席させ、意見を聴取することができる。

### 3. 協議事項

会議は、次の事項を協議する。

- (1) 各学部等からの大学情報の収集に関する事項
- (2) I R推進室が収集・分析を行った大学情報に基づく改善活動に関する事項
- (3) その他、内部質保証を推進するための大学情報の有効活用に関する事項

### 4. 守秘義務

I R推進室長は、会議で扱う大学情報について、取り扱いに特段の注意を要する情報と認めた場合は、その情報を機微情報として指定することができる。

2. 会議の構成員は、機微情報を、当該会議に出席した構成員以外の者に漏らしてはならない。

### 5. 庶務

会議の庶務は、I R推進室において処理する。

附 則 この要綱は、平成31年4月17日より施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。